

令和8年度障害者文化芸術活動支援事業業務委託評価基準

1 業務委託候補者決定方法

審査会において、令和8年度障害者文化芸術活動支援事業業務委託の企画提案書に基づき書類審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を業務委託候補者とする。

（1）企画提案書の採点

採点は、参加者から提出された企画提案書により、各審査員が評価項目ごとに定めた評価の視点に基づき、絶対評価で行う。

なお、採点については、次の5段階評価とする。

＜評価項目が10点満点の場合＞

10	優秀
8	良い
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

＜評価項目が5点満点の場合＞

5	優秀
4	良い
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

（2）選定方法

- ① (1) の採点の結果、総合点が最も高い企画提案書を提出した者を、事業の委託候補者として選定する。
- ② 上記①の評点で、総合点が最も高い提案者が複数いる場合は、提出された価格提案書の金額が最も少額であるものを採用する。
- ③ 提案者が1者のみの場合は、提案者の総合点が満点（100点×審査員数）の6割に達したときは、最優秀提案者として選定する。

2 評価基準

別紙1のとおり